

○電気工事士法施行規則第二条  
の五第二号の規定に基づく経  
済産業大臣が定める資格

(平成十二年十二月二十八日)  
(通商産業省告示第九百二十九号)

電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)第一条の五第二号の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める資格を次のように定め、平成十二年一月六日から施行する。

なお、昭和六十三年通商産業省告示第三百五十二号(電気工事士法施行規則第二条の五第二号の規定に基づく通商産業大臣が定める資格)は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

電気工事士施行規則(以下「規則」という。)第二条の五第二号の経済産業大臣が定める資格は、社団法人日本電気協会又は財団法人電気技術者試験センターが行った高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、当該試験に合格した後、規則第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有していることとする。